

安全保障理事会決議 1877 (2009)

2009年7月7日、安全保障理事会第6155回会合にて採択

安全保障理事会は、

2009年5月27日付旧ユーゴスラビア国際裁判所（国際裁判所）所長からの書簡を添付した、2009年6月19日付事務総長から安保理議長宛の書簡および2009年5月29日付ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）所長からの書簡（S/2009/333）を留意し、

1993年5月13日の決議827（1993）、2005年1月18日の決議1581（2005）、2005年4月20日の決議1597（2005）、2005年7月26日の決議1613（2005）、2005年9月30日の決議1629（2005）、2006年2月28日の決議1660（2006）、2006年4月10日の決議1668（2006）、2008年2月20日の決議1800（2008）、2008年9月28日の決議1837（2008）、および2008年12月12日の決議1849（2008）を想起し、

とりわけ、2004年末までに捜査を完了するために全ての可能な措置を取ること、2008年末までに第一審の全ての公判活動を完了すること、また全ての作業を2010年に完了することを安全保障理事会が国際裁判所に対して求めた、2003年8月28日の決議1503（2003）および2004年の3月26日の決議1534（2004）を想起し、

裁判所が2010年に全ての作業を完了する状況にないとの完了戦略報告書（S/2009/252）における国際裁判所による評価を留意し、

国際裁判所の所長によって提出された諸提案を審議し、

最も早期の日程に公判作業の完了に向けて、国際裁判所によってなされる取組を支援する決意を表明し、

安保理決議1837（2008）において、安全保障理事会が、上訴裁判部の構成員である、Liu Daqun（中国）、Theodor Meron（アメリカ合衆国）、および Fausto Pocar（イタリア）常任裁判官を含む、国際裁判所の常任裁判官の職務期間を、2010年12月31日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長したことを想起し、

裁判官の職務期間の延長は公判手続の効果を強化し、国際裁判所の完了戦略の履行の確保に向けて貢献することへの期待を表明し、

常任裁判官の Iain Bonomy (イギリス)、Mohamed Shahabuddeen(ガイアナ)および Christine Van den Wyngaert(ベルギー)が国際裁判所より辞職したことを留意し、

暫定的な措置として、国際裁判所が公判の一つに準備裁判官を任命することを可能にするために、追加の臨時裁判官を規程が認めている 12 名の臨時裁判官に任命することを事務総長に認めることの妥当性を確信し、またこの暫定的な措置が現存の資源内でなされることの国際裁判所所長による確認を留意し、

第一審の手續の完了により上訴裁判部の作業の予想される増加の観点から、上訴裁判部の構成員を拡大する必要性をさらに確信し、

上訴裁判部の判事が、予審あるいは第一審の段階で割り当てられていた事件には割り当てられないことを確保する必要性を強調し、

国際裁判所がその作業を迅速に完了するために全ての可能な措置を取ることを促し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 完了戦略の履行における国際裁判所の進捗状況に照らして、2009 年 12 月 31 日までに、上訴裁判部の構成員である、国際裁判所の常任裁判官の職務期間の延長を再検討することを決定する。
2. 国際裁判所の以下の常任裁判官の職務期間を 2010 年 12 月 31 日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

—Carmel Agius (マルタ)

—Jean-Claude Antonetti (フランス)

—Christoph Flügge (ドイツ)

—O-Gon Kwon (大韓民国)

—Bakone Justice Moloto (南アフリカ)

—Alphons Orie (オランダ)

—Kevin Parker (オーストラリア)

—Patrick Robinson (ジャマイカ)

3. 常任裁判官の Iain Bonomy (イギリス)、Mohamed Shahabuddeen(ガイアナ)および Christine Van den Wyngaert(ベルギー)に代わって任命される常任裁判官の職務期間

を、2010年12月31日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

4. 国際裁判所で現在勤める、以下の臨時裁判官の職務期間を、2010年12月31日まで、あるいは彼らに割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

- Melvile Baird (トリニダード・トバゴ)
- Pedro David (アルゼンチン)
- Elizabeth Gwaunza (ジンバブエ)
- Frederik Harhoff (デンマーク)
- Uldis Kinis (ラトビア)
- Flavia Lattanzi (イタリア)
- Antoine Kesia-Mbe Mindua (コンゴ民主共和国)
- Michèle Picard (フランス)
- Árpád Prandler (ハンガリー)
- Stefan Trechsel (スイス)

5. 裁判所着任をまだ任命されていない以下の臨時裁判官の職務期間を、2010年12月31日まで、あるいは割り当てられる可能性のある事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

- Frans Bauduin (オランダ)
- Burton Hall (バハマ)
- Raimo Lahti (フィンランド)
- Jawdat Naboty (シリアアラブ共和国)
- Chioma Egondy Nwosu-Iheme (ナイジェリア)
- Prisca Matimba Nyambe (ザンビア)
- Byrnmor Pollard (ガイアナ)
- Vonimbolana Rasoazanany (マダガスカル)
- Tan Sri Dato Lamin Haji Mohd Yunus (マレーシア)

6. 臨時裁判官 Harhoff, Lattanzi, Mindua, Prandler および Trechsel が、国際裁判所規程第13条の3第2項の下で規定される任務の累積期間を超えて国際裁判所で任務を遂行することを認めることを決定する。

7. 2009年12月31日までに最大12名に戻すことを条件に、国際裁判所で任務を遂行する臨時裁判官の総数が、国際裁判所規程第12条1項に定められている最大12名を超え

て、随時暫定的に最大 13 名となることに関わらず、国際裁判所所長の要請により、現存の公判を完了するためあるいは追加の公判を行うために、事務総長が、追加の臨時裁判官を任命できることを決定する。

8. 国際裁判所規程の第 14 条第 3 項および第 14 条第 4 項を修正し、本決議の付属書類に規定されている条文と置き換えることを決定する。

9. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

付属書類

第 14 条

裁判部の構成員

3. 国際裁判所の常任裁判官との協議の後、所長は規程第 13 条の 2 に従い選出または任命された 4 名の常任裁判官を上訴裁判部におよび 9 名を一審裁判部に配属する。第 12 条第 1 項および第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、所長は各裁判官が配属された事件の完了に合わせて、第一審裁判部で職務を遂行する最大 4 名まで追加の常任裁判官を上訴裁判部に配属する。上訴裁判部に再配属された各判事の職務期間は上訴裁判部において職務を遂行する裁判官と同一である。

4. 裁判所規程第 12 条の 2 に従い選出または任命されたルワンダ国際裁判所の 2 名の常任裁判官は、国際裁判所の所長との協議において、上訴裁判部の構成員および国際裁判所の常任裁判官として裁判所の所長によって配属される。第 12 条第 1 項、および第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、ルワンダ国際刑事裁判所の第一審裁判部で職務を遂行する最大 4 名の追加の常任裁判官は、各裁判官が配属された事件の完了に合わせて、裁判所の所長により上訴裁判部に配属される。上訴裁判部に再配属された裁判官の職務期間は、上訴裁判部において職務を遂行する裁判官と同一である。